

# 大阪府立高等学校PTA協議会規約

- 第 1 条** 本会は大阪府立高等学校PTA協議会と称し、事務局を大阪府中央区糸屋町2-1-1三和  
センチュリービル701におく。
- 第 2 条** 本会は府立高等学校PTA（以下「単位PTA」という。）をもって組織する。
- 第 3 条** 本会は次の2部会をおく。  
第1部会（普通高等学校PTA）  
第2部会（実業高等学校PTA）
- 第 4 条** 本会は単位PTA相互の連絡協調と生徒、保護者、教職員の災害（傷病・事故等）について  
入院見舞金を贈り、その健全な発展を図ることを目的とする。
- 第 5 条** 本会はその目的のために次の事項を推進する。  
(1) 高等学校教育について理解を深めその充実発展に協力する。  
(2) 家庭教育の振興に努力する。  
(3) 教育の社会的環境の浄化に努める。  
(4) 教育の政治的中立の確保を期する。  
(5) 災害（傷病・事故等）について入院見舞金を贈る。
- 第 6 条** 本会に次の役員等をおく。  
(1) 役員  
会 長 1 名  
副 会 長 2 名  
書 記 1 名  
会 計 1 名  
幹 事 6 名  
(2) 会計監査委員 2 名  
(3) 相談役 2 名  
2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたとき、その職務を行う。  
4 副会長は、部会長を兼ね、所属部会を代表する。  
5 書記は、本会の庶務をつかさどる。  
6 会計は、本会の会計をつかさどる。  
7 幹事は、会務の運営に参加する。  
8 会計監査委員は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。  
9 相談役は、会務について会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 第 7 条** 役員は、第12条に定める各ブロック代表校の単位PTA会長又は副会長及び別に選出され  
る第2部会の部会長をもってあてる。  
2 会長、副会長、書記、会計及び幹事は、新旧合同役員会において新役員の中から候補者を選  
考し、総会の承認を得て決定する。
- 第 8 条** 会計監査委員は、顧問税理士または顧問会計士1名と新旧合同役員会において会計以外の前  
年度役員の中から1名の候補者を選考し、総会の承認を得て決定する。
- 第 8 条 の 2** 相談役は、新旧合同役員会において前年度の役員等から候補者を選考し、総会の承認  
を得て決定する。相談役の再任についても同様とする。  
2 相談役は、役員会に出席して意見を述べることができる。
- 第 9 条** 本会の役員及び会計監査委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、後任者が決定す  
るまでの期間はその職務を行う。
- 第 9 条 の 2** 相談役の任期は1年とし、一度に限り再任を妨げない。
- 第 9 条 の 3** 役員は、自己の健康上の理由や社会通念上やむを得ない事情等で役員の職務の継続が  
困難な場合は、会長に辞任を申し立てることができる。  
2 会長は前項の申し立てがやむを得ないと認めるときは、辞任を認め、第7条の規定により補  
充選任する。  
3 補充選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 第10条 本会に顧問を置き、大阪府立学校長協会会長にこれを委嘱する。  
 2 顧問は役員会に出席して意見を述べることができる。
- 第11条 本会の会議は次のとおりとし、それぞれに該当する単位PTA会長又は副会長で構成される。  
 (1) 総会 (2) 部会 (3) ブロック会 (4) 役員会  
 2 総会の議事運営についての詳細は「総会議事運営規程」で定める。
- 第12条 本会の各ブロックは、別表のとおりとする。
- 第13条 本会の会議は、それぞれ構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決には出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、総会の出席には委任状を含めることとする。
- 第14条 本会に広報委員会ならびに、人権啓発委員会を置く。委員は、会長が委嘱する。
- 第15条 本会の会務運営上必要あるときは、特別委員会をおくことができる。その構成員は、会長が委嘱する。
- 第16条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、入院見舞金負担金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第17条 本会に単位PTAが納入する年間会費、入院見舞金負担金の額は、別表に定める額とする。
- 第18条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。
- 第19条 本会の事務を処理するため、事務局に職員をおく。職員の任免は役員会に諮り会長が行う。  
 2 事務局職員についての詳細は別に定める。
- 第20条 この規約は、総会の承認を得て改正することができる。ただし、府立高等学校の新設、統・廃合等によるブロックの編成の変更については総会の承認を要しない。
- 附 則 この規約は、昭和28年4月1日から施行する。
- 附 則 この規約は、昭和62年12月4日から施行する。
- 附 則 この規約は、平成2年12月5日から施行し、平成3年6月1日から適用する。
- 附 則 この規約は、平成14年6月12日から施行する。
- 附 則 この規約は、平成19年1月24日に改正し、平成19年4月1日から適用する。
- 附 則 この規約は、平成23年6月15日から施行する。ただし、平成23年度の会計年度は平成23年6月1日から平成24年3月31日とする。
- 附 則 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 この規約は、平成29年6月21日に改正し、同日から適用する。
- 附 則 この規約は、令和元年1月17日に改正し、同日から適用する。
- 附 則 この規約は、令和4年6月15日に改正し、令和4年4月1日から適用する。
- 附 則 この規約は、令和5年6月21日に改正し、令和5年4月1日から適用する。

第17条 年間会費 (平成20年度より適用)

生徒数(人)	金額(円)
1151～1200	144,000
1101～1150	138,000
1051～1100	132,000
1001～1050	126,000
951～1000	120,000
901～950	114,000
851～900	108,000
801～850	102,000
751～800	96,000
701～750	90,000
651～700	84,000
601～650	78,000
551～600	72,000
501～550	66,000
451～500	60,000
401～450	54,000
351～400	48,000
301～350	42,000

251～300	36,000
201～250	30,000
200以下	24,000

※この年間会費表の範囲を超える生徒数においては、この表に準じて50人単位毎に6,000円を増額するものとします。

第17条 入院見舞金負担金（平成19年度より適用）

学校基本調査統計（5月1日）生徒総数 × 100円
---------------------------